公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人津山スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が定款第４条第１項第２号に規定する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類及び基準）

第２条　表彰の種類及び基準は、次のとおりとする。

(1) 功労者賞　次のアからエのいずれかに該当するもの

ア 各種団体等の指導者・役員として、概ね３０年以上スポーツの振興に貢献し、功績があったもの

イ 全国大会で３位以上又は中国地区大会で優勝した選手を育成したもの（個人に限る）

ウ 全国大会で入賞又は中国地区大会で３位以上のチーム･団体を育成したもの（チーム･団体に限る）

エ ２年連続で県大会において、優勝又は準優勝の成績を収めた個人又はチーム・団体を育成したもの

(2) 栄誉選手賞　オリンピック大会又はパラリンピック大会に選手として出場したもの、又は世界選手権大会で３位以上の成績を収めたもの（個人に限る）

(3) 優秀選手賞　国際大会又は全国大会で優勝若しくは特に優秀な成績を収めたもの

(4) 優良団体賞　スポーツの振興や普及等において、顕著な功績を収めたもの

(5) 特別賞　財団理事長がスポーツの振興や普及等において、特に顕著な功績があったと認めたもの

（表彰の対象）

第３条　表彰の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 津山市に住所を有する者

(2) 津山市に住所を有していた者（津山市出身の者）

(3) 津山市内に勤務又は通学する者

(4) 津山市に所在するチーム･団体及び当該チーム・団体に在籍する者

（表彰の方法）

第４条　表彰は、原則として当該年１月１日から 12 月 31 日までの功績や成績について財団理事長が行うものとし、毎年度１回以上表彰式を開催するものとする。ただし１月の大会はこの限りではない。

２　表彰は、表彰状を授与するものとし、記念品として個人表彰の場合はメダルを、チーム・団体表彰の場合は盾を付与するものとする。

３　第２条に規定する各賞の表彰については、原則として１回限りとする。ただし、栄誉選手賞及び優秀選手賞においては、功績が続く限り複数回に及ぶ表彰を妨げるものではない。

（推薦）

第５条　被表彰者の推薦は、原則として津山市、津山市スポーツ協会（加盟団体を含む）又は財団理事が推薦するものとし、別に定める推薦書により財団理事長に申請するものとする。

２　推薦期間は、原則として当該年度の 11 月１日から１月 15 日までとし、財団事務局が定める期間とする。

（選考審査）

第６条　被表彰者の選考は、財団理事長が委嘱した委員（11 名以内）から構成する表彰審査委員会において行うものとする。

２　被表彰者数については、制限を設けないこととする。

付則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年３月１４日から施行する。

この規程は、令和７年９月１７日一部改正

この規程は、令和８年９月１７日一部改正

（従前の公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程及び同規定施行要領の廃止）

２　この規程の施行の際、この規程による廃止前の公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程及び同規定施行要領は、廃止する。